

令和5年度
大学等入学時奨学金奨学生募集要項

【地方創生枠・一般枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

目 次

(ページ)

令和5年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項【地方創生枠】	1
令和5年度大学等入学時奨学金奨学生募集要項【一般枠】	7
別紙 高等教育の修学支援新制度(国の制度)	11
別紙様式1 大学等入学時奨学金貸与申請書	13
令和5年度大学等入学時奨学金に係る申立書	15
誓約書・奨学金借用証書	16
【参考様式】調査書	17
学校コード一覧	18
住所コード一覧	19

令和5年度 大学等入学時奨学金奨学生募集要項 【地方創生枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣旨

この奨学制度は、大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）へ進学する意識が高く、将来、鹿児島県において活躍することが期待できる優秀な人材を育成するため、大学等への入学時に必要な入学金及び初年度授業料（注）（以下「入学金等」という。）を、貸与するものである。

（注）年間授業料について、前期、後期など年2回に分けて納入可能な場合は、前期授業料、第1期から第4期など年4回に分けて納入可能な場合は、第1期授業料を貸与する。ただし、大学等が分割納入を認めていない場合（全期分を一括納入）は、半期分を上限とする。

※ 本制度は入学金等に係る支援を目的としているが、奨学生が、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる場合、大学等が入学金等を減免する額については貸与しません。

【国の「高等教育の修学支援新制度」の概要】

支援内容：①授業料等の減免制度の創設（大学等進学後に大学等へ申込）
②給付型奨学金の支給の拡充（高校等3年時に高校等へ申込）

支援対象：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

詳細については、別紙を参照してください。

2 募集人員、貸与上限額、採用の決定及び貸与時期等

(1) 募集人員 大学・短期大学 225人程度
専修学校（2年以上の専門課程） 25人程度

(2) 貸与上限額（下表のとおりとする。）

ア 入学時に必要な入学金等の額

イ 国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる者には、上記アの金額から大学等が入学金等を減免した額を減額して貸与する。

貸与上限額一覧表（世帯年収の区分別）

（単位：円）

学校種	国公立				私立			
	世帯年収の区分				世帯年収の区分			
	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 800万円以下	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 800万円以下
	国の制度の支援区分			本県制度 のみ対象	国の制度の支援区分			本県制度 のみ対象
第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分	第Ⅲ区分		
大学	貸与対象外	183,300	366,600	549,900	貸与対象外	203,300	406,600	610,000
短期大学	貸与対象外	121,400	242,800	364,200	貸与対象外	186,600	373,300	560,000
専門学校	貸与対象外	51,100	102,200	153,400	貸与対象外	151,600	303,300	455,000

※表で示す年収は、両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

(3) 採用の決定

第11項で定める採用候補者のうち、次のア・イの書類を、令和5年6月末までに、ウの書類を、令和5年1月末までに提出し、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（ただし、通信教育学部は除く。）に入学した者について、正式に採用を決定し、奨学金を一括で貸与する。

ただし、指定する期限までにアからウまでの書類が提出されなかった場合や、採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合（例：「大学・短期大学」の採用候補者となった者が、「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等）、特待免除等で入学金等の納付が不要だった場合は、採用候補を取り消すことになるので注意すること。

ア 入学した大学等の在学証明書（証明日：令和5年5月1日以降）

イ 大学等への入学金等納付額及び入学金等減免額が確認できる書類

ウ 誓約書・奨学金借用証書及び奨学金送金に必要な書類等

（選考結果通知の際に通知予定）

※ 第一・第二連帯保証人が必要となるため、事前に関係者間で奨学金返還に関する共通した認識を持つておくこと。

(4) 貸与時期

令和5年7月以降に設定された送金日

※ 大学等進学後、上記(3)のアからウまでの書類が、当財団に届いた日以降に奨学金を送金する。

(5) その他

過去に、大学等入学時奨学金奨学生として採用された者及び鹿児島県等が実施する、返還免除の制度が設けられている修学資金等を受ける者については、重複貸与はできない。

例)

{	・ へき地等勤務医師等修学資金
	・ 鹿児島県看護職員等修学資金
	・ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金
	・ 鹿児島県保育士修学資金

3 他の募集枠等への併願

- (1) 別に募集する大学等入学時奨学金「一般枠」の要件を満たす者は、「一般枠」に併願することができる。
- (2) 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者募集」との併願はできるが、同制度の支援候補者に認定された者は、この大学等入学時奨学金（地方創生枠）では採用されない。

4 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、奨学金を送金した月から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。

奨学金の貸与額	返還回数（期間）	月賦の額
100,000円以下	60回以内	1,700円
100,000円を超え200,000円以下	80回以内	2,500円
200,000円を超え300,000円以下	90回以内	3,400円
300,000円を超え500,000円以下	120回以内	4,200円
500,000円を超えるもの	140回以内	5,000円

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、年率3パーセントの延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
- ア 奨学金送金後、6か月経過したときから、大学等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、大学等を退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
- イ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- ウ 大学等卒業後、6ページに記載する「大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件」に該当した場合で、鹿児島県内に居住及び就業している3年間。ただし、1年ごとに猶予申請の手続を行う必要がある。
- エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

5 返還免除

「大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件」に該当した場合は、申請により、貸与した大学等入学時奨学金全額の返還を免除する。ただし、免除要件を満たし、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

6 応募資格等

令和5年4月に大学等へ入学しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

- (1) 鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1～3学年)、専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は令和3年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は令和3年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業した者に限る。)
- ※ 高等学校卒業程度認定試験合格者(見込みを含む。)の応募資格等については、別途、第14項の連絡先へ問い合わせること。

7 応募基準

所得額課税額証明書に記載してある申込者本人及びその生計維持者(父及び母又はこれに代わって家計を支えている者)の市町村民税額のうち所得割の合計額(ふるさと納税・住宅ローン控除等の税額控除を受ける前の額)が、おおむね100円以上215,100円未満の区分に該当すること。

基 準 額 (市町村民税所得割額)		大学等入学時奨学金
国の制度の支援区分	第Ⅰ区分 100円未満	貸与対象外
	第Ⅱ区分 100円以上 ～ 25,600円未満	貸与対象
	第Ⅲ区分 25,600円以上 ～ 51,300円未満	貸与対象
本県制度のみ対象	51,300円以上 ～ 215,100円未満	貸与対象

※ 貸与額については、前記2貸与上限額一覧表を参照。

8 推薦基準

第7項の応募基準を満たした者のうち、学ぶ意欲が高く、上級学校への進学が明確で、次の(1)、(2)の要件を満たす者

- (1) 高等学校1年生から2年生(既卒者は全学年)までの相当学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上であること。
- (2) 大学等卒業後、鹿児島県内に居住、就業し、本県の地域振興や産業の活性化に貢献することが期待できる者。ただし、応募時点では、鹿児島県内に居住、就業する意志が明確でない場合であっても推薦することができる。

9 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された申請書類等を審査の上、推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

10 提出書類等

申請者は、在学する、又は卒業した高等学校等を通じて、応募書類を提出すること。なお、申請者から高等学校等への提出期限は、各高等学校等が定めた日とする。

- (1) 申請者全員が提出するもの
 - ア 大学等入学時奨学金貸与申請書(別紙様式1)
 - イ 申込者本人及びその生計維持者(父及び母又はこれに代わって家計を支えている者)それぞれの「市町村長発行の令和4年度(令和3年分)所得額課税額証明書」(収入額と市町村民税・県民税の額が記載されていること。
※ 令和4年度所得額課税額証明書は、令和4年6月以降に発行される。
 - ウ 生計維持者(上記イに同じ)それぞれの「令和5年度大学等入学時奨学金に係る申立書」
※ 生計維持者に係るふるさと納税及び住宅借入金等(住宅ローン)特別控除の有無を確認するためのもの。
※ 上記イの所得額課税額証明書の発行を受ける際に市町村役場に確認し、生計維持者が記入・押印の上、提出すること。
 - エ チェックシート
- (2) 申請者のうち、県外の高等学校等に在学する者又は卒業した者が(1)に加えて提出するもの
 - ア 県内出身中学校等の卒業証明書
 - イ 父母等の住民票の写し ※ マイナンバーの記載のないもの
- (3) 高等学校等が作成するもの
 - ア 調査書(高等学校1年生から2年生(既卒者は全学年)までの相当学年が対象)(参考様式)
※ 大学入学者選抜等に提出する、学校作成の様式で可
 - イ 大学等入学時奨学金貸与推薦者総括票 ※ 奨学金申請システムから出力
 - ウ 大学等入学時奨学金貸与推薦者一覧 ※ 奨学金申請システムから出力
 - エ 奨学金申請システムへの入力データ(メールで提出)
 - オ チェックシート
- (4) 高等学校等から育英財団への提出期限
令和4年8月4日(木)※必着 (申請書類等を取りまとめの上、提出する。)

11 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮って、採用候補者を認定する。

12 採用候補者の認定及び通知等

選考の結果は、令和4年10月下旬以降に学校長を経て本人に通知するとともに、奨学金の貸与及び返還手続等の詳細についても併せて案内する。

なお、その際、奨学金の送金先口座として、鹿児島銀行の本人名義普通預金口座（貯蓄預金口座は不可）が必要となるので、準備をしておくこと。

13 追加採用候補者の認定及び通知等

追加採用候補者に選考された場合は、令和4年10月下旬以降に学校長を経て本人に通知する。

なお、欠員が生じた場合は繰上採用とし、令和5年12月末までに通知する。

14 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件

大学等入学時奨学金（地方創生枠）で採用された次の者については、申請により、貸与した大学等入学時奨学金全額の返還を免除する。ただし、免除要件を満たし、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

採用決定時の大学等卒業後、6か月以内（大学等卒業後、引き続き上級学校へ進学した場合や、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。）に次の①及び②に該当し、その状況が3年間継続している者

① 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、免除対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 鹿児島県外（以下「県外」という。）に本社を有する企業等の県内支店が採用した者

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業者に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

② 県内に居住していること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 県内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は県外に転出した場合は、免除対象外とする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

※ 上級学校とは採用決定時の学校で付与される「称号・学位」よりも上位の「称号・学位」が付与される学校とする。

令和5年度 大学等入学時奨学金奨学生募集要項 【一般枠】

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣旨

この奨学制度は、経済的理由によって大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）へ進学することが困難な高校生等を支援するため、入学時に必要な入学金及び初年度授業料（注）（以下「入学金等」という。）を貸与するものである。

（注）年間授業料について、前期、後期など年2回に分けて納入可能な場合は、前期授業料、第1期から第4期など年4回に分けて納入可能な場合は、第1期授業料を貸与する。ただし、大学等が分割納入を認めていない場合（全期分を一括納入）は、半期分を上限とする。

※ 本制度は入学金等に係る支援を目的としているが、奨学生が、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる場合、大学等が入学金等を減免する額については貸与しません。

【国の「高等教育の修学支援新制度」の概要】

支援内容：①授業料等の減免制度の創設（大学等進学後に大学等へ申込）
②給付型奨学金の支給の拡充（高校等3年時に高校等へ申込）

支援対象：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

詳細については、別紙を参照してください。

2 募集人員、貸与上限額、採用の決定及び貸与時期

(1) 募集人員 大学・短期大学 200人程度
専修学校（2年以上の専門課程） 50人程度

(2) 貸与上限額（下表のとおりとする。）

ア 入学時に必要な入学金等の額

イ **国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる者には、上記アの金額から大学等が入学金等を減免した額を減額して貸与する。**

貸与上限額一覧表（世帯年収の区分別）

（単位：円）

学校種	国公立				私立			
	世帯年収の区分				世帯年収の区分			
	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下
	国の制度の支援区分			本県制度 のみ対象	国の制度の支援区分			本県制度 のみ対象
第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分	第Ⅲ区分		
大学	貸与対象外	183,300	366,600	549,900	貸与対象外	203,300	406,600	610,000
短期大学	貸与対象外	121,400	242,800	364,200	貸与対象外	186,600	373,300	560,000
専門学校	貸与対象外	51,100	102,200	153,400	貸与対象外	151,600	303,300	455,000

※表で示す年収は、両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

(3) 採用の決定

第9項で定める採用候補者のうち、次のア・イの書類を、令和5年6月末までに、ウの書類を、令和5年1月末までに提出し、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（ただし、通信教育学部は除く。）に入学した者について、正式に採用を決定し、奨学金を一括で貸与する。

ただし、指定する期限までにアからウまでの書類が提出されなかった場合や、採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合（例：「大学・短期大学」の採用候補者となった者が、「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等）、特待免除等で入学金等の納付が不要だった場合は、採用候補を取り消すことになるので注意すること。

ア 入学した大学等の在学証明書（証明日：令和5年5月1日以降）

イ 大学等への入学金等納付額及び入学金等減免額が確認できる書類

ウ 誓約書・奨学金借用証書及び奨学金送金に必要な書類等

（選考結果通知の際に通知予定）

※ 第一・第二連帯保証人が必要となるため、事前に関係者間で奨学金返還に関する共通した認識を持っておくこと。

(4) 貸与時期

令和5年7月以降に設定された送金日

※ 大学等進学後、上記(3)のアからウまでの書類が、当財団に届いた日以降に奨学金を送金する。

(5) その他

過去に、大学等入学時奨学金奨学生として採用された者については、重複貸与はできない。

3 奨学金の返還

(1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、返還の義務がある。

(2) 返還開始時期は、奨学金を送金した月から6か月経過後（7か月目）からとする。

(3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。

奨学金の貸与額	返還回数（期間）	月賦の額
100,000円以下	60回以内	1,700円
100,000円を超え200,000円以下	80回以内	2,500円
200,000円を超え300,000円以下	90回以内	3,400円
300,000円を超え500,000円以下	120回以内	4,200円
500,000円を超えるもの	140回以内	5,000円

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

(4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、年率3パーセントの延滞利息を支払うことになる。

(5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。

ア 奨学金送金後、6か月経過したときから、大学等を退学又は卒業後6か月までの期間

更に、大学等を退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間

イ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間

ウ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

4 応募資格等

令和5年4月に大学等へ入学しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

- (1) 鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1～3学年)、専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は令和3年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は令和3年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業した者に限る。)

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者(見込みを含む。)の応募資格等については、別途、第12項の連絡先へ問い合わせること。

5 応募基準

所得額課税額証明書に記載してある申込者本人及びその生計維持者(父及び母又はこれに代わって家計を支えている者)の市町村民税額のうち所得割の合計額(ふるさと納税・住宅ローン控除等の税額控除を受ける前の額)が、おおむね100円以上59,700円未満の区分に該当すること。

基 準 額 (市町村民税所得割額)		大学等入学時奨学金
国の制度の支援区分	第Ⅰ区分 100円未満	貸与対象外
	第Ⅱ区分 100円以上 ～ 25,600円未満	貸与対象
	第Ⅲ区分 25,600円以上 ～ 51,300円未満	貸与対象
本県制度のみ対象	51,300円以上 ～ 59,700円未満	貸与対象

※ 貸与額については、前記2貸与上限額一覧表を参照。

6 推薦基準

第5項の応募基準を満たした者のうち、学ぶ意欲が高く、上級学校への進学が明確で、次の(1)、(2)の要件を満たす者

- (1) 高等学校1年生から2年生(既卒者は全学年)までの相当学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
- (2) 奨学金返還の義務を理解できる者であり、大学等を卒業後、社会人としての自覚と責任を持ち、社会に対して貢献することが期待できる者

7 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された申請書類等を審査の上、推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

8 提出書類等

申請者は、在学する、又は卒業した高等学校等を通じて、応募書類を提出すること。
なお、申請者から高等学校等への提出期限は、各高等学校等が定めた日とする。

(1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書（別紙様式1）

イ 申込者本人及びその生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）それぞれの「市町村長発行の令和4年度（令和3年分）所得額課税額証明書」（収入額と市町村民税・県民税の額が記載されていること。）

※ 令和4年度所得額課税額証明書は、令和4年6月以降に発行される。

ウ 生計維持者（上記イに同じ）それぞれの「令和5年度大学等入学時奨学金に係る申立書」

※ 生計維持者に係るふるさと納税及び住宅借入金等（住宅ローン）特別控除の有無を確認するためのもの。

※ 上記イの所得額課税額証明書の発行を受ける際に市町村役場に確認し、生計維持者が記入・押印の上、提出すること。

エ チェックシート

(2) 申請者のうち、県外の高等学校等に在学する者又は卒業した者が、(1)に加えて提出するもの

ア 県内出身中学校等の卒業証明書

イ 父母等の住民票の写し ※ マイナンバーの記載のないもの

(3) 高等学校等が作成するもの

ア 調査書（高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの相当学年が対象）
（参考様式）

※ 大学入学者選抜等に提出する、学校作成の様式で可

イ 大学等入学時奨学金貸与推薦者総括票 ※ 奨学金申請システムから出力

ウ 大学等入学時奨学金貸与推薦者一覧 ※ 奨学金申請システムから出力

エ 奨学金申請システムへの入力データ（メールで提出）

オ チェックシート

(4) 高等学校等から育英財団への提出期限

令和4年8月4日（木）※必着（申請書類等を取りまとめの上、提出する。）

9 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮って、採用候補者を認定する。

10 採用候補者の認定及び通知等

選考の結果は、令和4年10月下旬以降に学校長を経て本人に通知するとともに、奨学金の貸与及び返還手続等の詳細についても併せて案内する。

なお、その際、奨学金の送金先口座として、鹿児島銀行の本人名義普通預金口座（貯蓄預金口座は不可）が必要となるので、準備をしておくこと。

11 追加採用候補者の認定及び通知等

追加採用候補者に選考された場合は、令和4年10月下旬以降に学校長を経て本人に通知する。

なお、欠員が生じた場合は繰上採用とし、令和5年12月末までに通知する。

12 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
 【支援対象となる学生】 **住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯の学生**
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
 給付型奨学金 2,341億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

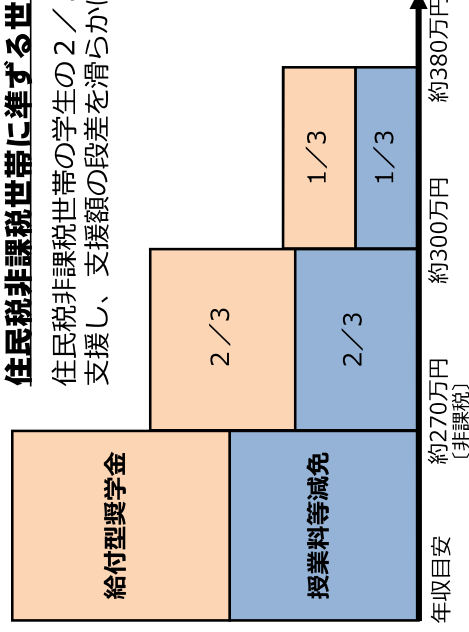
(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）)

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生	約35万円	自宅外生	約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生	約21万円	自宅外生	約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生	約46万円	自宅外生	約91万円
私立	高等専門学校	自宅生	約32万円	自宅外生	約52万円

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
 - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件:** 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

大学等入学時奨学金貸与申請書

奨学金申込種別 1～3のいずれか 1つに○をする。	専願	1 地方創生枠 のみ
	併願	2 一般枠 のみ
		3 地方創生枠 ・ 一般枠 の2つの枠に併願
進学希望校種 1・2のいずれか に○をする。	1 大学・短大 2 専修学校（専門課程） (注1) 「1 大学・短大」に○をする場合、下の「進学希望校」の第一希望・第二希望の欄には、専修学校（専門課程）は記入できません。 (注2) 「2 専修学校（専門課程）」に○をする場合、下の「進学希望校」の第一希望・第二希望の欄には、大学・短大は記入できません。 (注3) 採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合は、採用候補が取消となります。 (例:「大学・短大」の地方創生枠又は一般枠の採用候補者となった者が、「専修学校（専門課程）へ入学した場合等） (注4) 採用候補となった後、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（通信教育学部除く）以外の大学等に進学した場合は、採用候補が取消となります。	
返還支援候補者募集への応募の有無について、該当する方に○をする。	* 別に募集する「大学等奨学金返還支援（人材育成枠）候補者」への応募 （ 有 ・ 無 ） [注] 地方創生枠の応募者が、「大学等奨学金返還支援候補者」に認定された場合、地方創生枠では採用されません。（重複採用不可）	
学校名	※ 全・定・通	学 校 コ ー ド
卒業年月	令和 年 月 ※（卒業・卒業見込）	本人携帯電話
氏 名	フリガナ	元号
		平成
保 護 者	〒	(フリガナ)
	住 所 コ ー ド	都 道 府 県
住 所	ア(マンション) 部 屋 番 号	携 帯 電 話
		固 定 電 話
進 学 希 望 校	第 一 希 望	
	※ 国公立・私立	
	学 部 (群)	
科 (類) ※ 昼 ・ 夜		第 二 希 望
学 部 (群)		科 (類) ※ 昼 ・ 夜
大学等入学から卒業までの正規の修学期間		令和 5年 4月から令和 年 3月まで(年間)

注① ※印の箇所は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、“□□高等学校、△△専修学校（専門課程）”など正確に記入すること。

(裏面に続く)

同一生計の家族状況

別居者は番号 を○で囲む。	本人との続柄	氏 名	備 考
1	父		
2	母		
3	本 人		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

家族の生活状況及び奨学金を必要とする理由

※ 該当する場合はいずれかを○で囲む。

市町村民税課税状況	非課税 ・ 減 免
児童養護施設	施設退所 ・ 施設通学

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 年 月 日

本 人 氏 名
(本人自署)

Ⓜ

保 護 者 住 所
(保護者自署)

氏 名

Ⓜ

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

令和5年度大学等入学時奨学金に係る申立書

令和 年 月 日

高等学校等名	高校
申請者(生徒)氏名	
申立対象者(生計維持者)	

令和4年度(令和3年分)市町村民税所得額課税額証明書等の内容について、発行元の市町村役場に以下のとおり確認したことを申し立てます。

なお、虚偽の申告をしたことが判明した場合、採用等を取り消されても異議はありません。

ふるさと納税及び住宅借入金等特別控除の有無 (いずれかに○をする。)	有 ・ 無
---------------------------------------	-------

有の場合 ↓

ふるさと納税及び住宅借入金等特別控除前の市町村民税の所得割の金額	円
----------------------------------	---

申立者(生計維持者)氏名

印

※ 自署

※ 認め印で可

奨学生氏名		奨学生番号	
<h2 style="margin: 0;">誓約書・奨学金借用証書</h2> <h3 style="margin: 0;">(大学等入学時奨学金)</h3>			
公益財団法人 鹿児島県育英財団理事長 殿			
年 月 日			
1 私、第一連帯保証人並びに第二連帯保証人は、公益財団法人鹿児島県育英財団の大学等入学時奨学金を借用するにあたり、貴財団大学等入学時奨学金貸与規程を遵守し、奨学金の返還義務を誠実に履行します。			
2 万一奨学金の返還を怠った場合には、以下のことについて異議はありません。			
(1) 延滞金を課せられること			
(2) 借入金額が確定した時に送付される「大学等入学時奨学金返還明細書」に記載された返還期限の到来前において、貴財団の指定した日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求されること			
(3) 強制執行の手続をとられること			
(4) 滞納に関する情報が出身学校長に提供され、学校から支払を督促されること			
3 貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。			
4 借入金額が確定した時に、貴財団が下記の借入金額欄に記入する補充権を認めます。			
学 校 番 号		学 校 名	
氏 名	(フリガナ)	奨 学 生 番 号	
		生 年 月 日	年 月 日生
※1 借入金額		円	
※1 「借入金額」は、大学等入学後に確定するため、空欄のまま提出してください。 なお、上限額については、下記の貸与上限額表を御確認ください。			

- ※ 租税特別措置法第91条の3第2項の適用により、印紙税は課されません。
- ※ この借用証書の提出後に、記載した事項や、財団へ届け出た事項に異動・変更が生じた場合は、必ず財団へ届け出てください。
- ※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

学校担当者	
検 印	
財 団	
検収者印	

【貸与上限額表】

		単位:円	
国公立		私立	
学校種	貸与上限額	学校種	貸与上限額
大学	549,900	大学	610,000
短期大学	364,200	短期大学	560,000
専門学校	153,400	専門学校	455,000

※ 上限額の範囲内で、入学時に必要な入学金等の額を貸与しますが、実際に入学した大学等の校種により貸与額に変更が生じる場合があります。

本人(自署)	氏 名	(フリガナ)	本 籍	
		印	現住所	〒(—)
	生年月日	年 月 日 (歳)	電 話	(携帯) (固定)
親権者又は後見人※2	氏 名		印	
	住 所			
※2 自署。未成年者のみ親権者を記入。親権者がいない場合は、後見人を記入。				
私たちは連帯保証人として、借入金債務の返還義務履行について連帯して保証します。				
第一連帯保証人(自署)	氏 名	(フリガナ)	本 籍	
		印	現住所	〒(—)
	続 柄		電 話	(携帯) (固定)
	生年月日	年 月 日 (歳)		〒(—)
	職 業		勤務先住所	電 話
	勤務先名			
第二連帯保証人(自署)	氏 名	(フリガナ)	本 籍	
		印	現住所	〒(—)
	続 柄		電 話	(携帯) (固定)
	生年月日	年 月 日 (歳)		〒(—)
	職 業		勤務先住所	電 話
	勤務先名			
備考欄				

- ※ 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人、親権者及び後見人は、必ず各自が署名し、各自の印鑑を押印すること。また、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし、いずれも印鑑登録証明書を添付すること。
- ※ 第一連帯保証人は、原則として保護者（親権者）とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者（第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者（自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者は不可）とし、第二連帯保証人は、本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とする。
- ※ 後見人は、裁判所の手続によって定められた（手続予定も含む）、父母に代わって親権を行う人です。

【 参考様式 】

調 査 書

申請者	フリガナ						生年月日	平成 年 月 日生				
	氏名											
現住所												
申請者略歴	平成・令和 年 月 日 立						高等学校入学					
	令和 年 月 日 立						高等学校 卒業見込・卒業					
各教科・科目等の学習の記録												
教科・科目		評定				教科・科目		評定				
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					教科	科目					
各教科の学習成績の状況	教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭	情報	全体の学習成績の状況
	学習成績の状況											
	教科											
	学習成績の状況											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。												
令和 年 月 日												
学校名												
所在地												
校長名												
<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>												
記載責任者職氏名												

※ 全体の学習成績の状況は、全履修教科・科目5段階評定の平均値を記入してください。
 ※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。
 ※ 各項目を満たしていれば学校任意の様式でも構いません。

学校コード一覧

県立高校 全日制

学校名	学校コード
鶴丸高校	320013
甲南高校	320021
鹿児島中央高校	320030
錦江湾高校	320048
武岡台高校	320811
開陽高校 全日制	320820
明桜館高校	320951
松陽高校	320790
鹿児島東高校	320056
鹿児島工業高校	320064
鹿児島南高校	320072
指宿高校	320081
山川高校	320099
諺娃高校	320102
枕崎高校	320111
鹿児島水産高校	320129
加世田高校	320145
加世田常潤高校	320153
川辺高校	320161
薩南工業高校	320188
吹上高校	320196
伊集院高校	320200
市来農芸高校	320218
串木野高校	320226
川内高校	320234
川内商工高校	320242
川薩清修館高校	320870
薩摩中央高校	320846
鶴翔高校	320838
野田女子高校	320323
出水高校	320340
出水工業高校	320358
大口高校	320366
伊佐農林高校	320374
霧島高校	320889
蒲生高校	320404
加治木高校	320412
加治木工業高校	320421
隼人工業高校	320439
国分高校	320447
福山高校	320455
曾於高校	320960
志布志高校	320498
串良商業高校	320510
楠隼高校	320978
鹿屋高校	320536
鹿屋農業高校	320544
鹿屋工業高校	320552
垂水高校	320561
南大隅高校	320579
種子島高校	320854
種子島中央高校	320897
屋久島高校	320641
大島高校	320650
奄美高校	320676
大島北高校	320684
古仁屋高校	320692
喜界高校	320706
徳之島高校	320862
沖永良部高校	320731
与論高校	320749

県立高校 定時制

学校名	学校コード
開陽高校 定時制	330130
奄美高校 定時制	330124

県立高校 通信制

学校名	学校コード
開陽高校 通信制	350028

特別支援学校(高等部)

学校名	学校コード
鹿児島盲学校	360015
鹿児島聾学校	360023
武岡台養護学校	360112
鹿児島養護学校	360031
鹿児島高等特別支援学校	360171
指宿養護学校	360066
南薩養護学校	360139
串木野養護学校	360058
出水養護学校	360163
加治木養護学校	360074
牧之原養護学校	360147
鹿屋養護学校	360091
中種子養護学校	360082
大島養護学校	360104
鹿児島大学教育学部附属特別支援学校	512541

市立高校

学校名	学校コード
鹿児島玉龍高校	340511
鹿児島商業高校	340529
鹿児島女子高校	340537
指宿商業高校	340545
出水商業高校	340553
国分中央高校	340561
鹿屋女子高校	340570

私立高校

学校名	学校コード
樟南高校	370029
鹿児島純心女子高校	370070
鹿児島実業高校	370011
ラ・サール高校	370096
鹿児島高校	370061
鹿児島城西高校	370045
鹿児島情報高校	370088
鳳凰高校	370118
神村学園高等部	370126
れいめい高校	370134
出水中央高校	370151
大口明光学園	370169
鹿屋中央高校	370185
龍桜高校	370550
尚志館高校	370207
樟南第二高校	370037
鹿児島第一高校	370177
志學館高等部	370215
池田高校	370223
鹿児島育英館高校	370231
鹿児島修学館高校	370258

県外

学校名	学校コード
都城聖ドミニコ学園高校	385010
都城商業高校	385018
都城高校	385034
都城西高校	385042
都城東高校	385051
小林西高校	385077
日南学園高校	385085
日章学園高校	386103
宮崎第一高校	386111
秀岳館高校	385972
玉名女子高校	385824
鵬翔高校	386081
長崎総合科学大学附属高校	387053
柳ヶ浦高校	386278

通信制

学校名	学校コード
クラーク記念国際高等学校	350567
NHK学園高校	350583
八洲学園大学国際高等学校	350591
勇志国際高校 通信制	350613
ヒューマンキャンパス高等学校	350630
神村学園高等部 通信制	350648
N高等学校(通信制)	350745
S高等学校(通信制)	350834
並木学院高校 通信制	350788
鹿児島学園高校 通信制	370568
鹿児島朝日高等学校通信制	370622

専修学校(高等課程)

学校名	学校コード
今村学園ライセンスアカデミー	370266
川内市医師会立川内看護専門学校	370290

高等専門学校

学校名	学校コード
鹿児島工業高等専門学校	390011
都城工業高等専門学校	390020
熊本高等専門学校	390046
熊本工業高等専門学校八代キャンパス	390143

住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

令和4年4月1日現在